

## 北中城村職員の福利厚生事業実施状況について

北中城村では、地方公務員法第42条(昭和25年法律第261号)の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を次により実施しています。

### 1 北中城村職員互助会

村長、副村長、教育長及び北中城村職員で組織され、会員(職員)の福祉の増進と親睦を図るとともに、明るい職場環境の維持向上に努めることを目的に会員の負担する会費等により運営されています。

#### 北中城村職員互助会の概要(令和2年度)

名称	会員数 (R2.4.1現在)	歳入決算額	歳出決算額	主な事業
北中城村職員互助会	148人	3,328,680 円	2,648,300 円	レクリエーション事業、文化活動事業、体育事業、慶弔金等給付事業

### 2 沖縄県市町村職員互助会

民法第34条(明治29年法律第89号)の規定により設立された公益法人で、沖縄県内の市(7)、町村(30)、一部事務組合(21)、広域連合(2)及び市町村関係団体(12)が加入しており、会員(市町村職員等)がお互いに助け合うことにより福祉の増進を図り、市町村行政の円滑な推進に協力し、もって地方自治の振興発展に寄与することを目的とし、各種祝い金等の給付、人間ドック検診等の医療助成、諸レクリエーション活動、保養施設利用補助等の事業を実施しており、会員の負担する掛金及び市町村等からの負担金等によって運営されています。(個人の掛金:給料額の1000分の10、公費負担金:給料額の1000分の5)

#### ①個人給付事業の給付単価

単位:千円

	各種祝い金					弔慰金			退会給付	災害	医療			育児休業補助金	永年勤続(表彰)給付	レク・レジャー		
	結婚祝い金	出産祝い金	入学祝い金	卒業祝い金	銀婚祝い金	職員(本人・会員)弔慰金	家族弔慰金	遺児育英資金	退会給付金等(現金給付)	災害見舞金	入院見舞金(100日を限度)	傷病見舞金	人間ドック助成			保養施設利用助成	レクリエーション活動助成	芸術鑑賞助成
給付金額	30	20	30	20	30	200	20~100	100	※1	※2	100	20	15	20	20及び40	2	3	1

※1 会員期間により算出

※2 地方公務員等共済組合法第73条の規定により算出された災害見舞金の額の2分の1

#### ②互助会等に対する公費負担状況

	互助会等に対する公費負担額 (単位:千円)	【A】のうち互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額 (単位:千円)	会員掛金総額 (単位:千円)	互助会会員数 (単位:人)	会員一人当たりの公費の補助金額 (事務を含まない) (単位:円)	会員一人当たりの公費の補助金額 (事務を含む) (単位:円)	会員掛金総額 (単位:%)	会員掛金総額 (単位:%)
	【A】	【B】	【C】	【D】	$\frac{A-B}{D}$	$\frac{A}{D}$	$\frac{A-B}{A-B+C}$	$\frac{A}{A+C}$
令和2年度 決算	2,724	226	5,447	148	16,878	18,405	31.4	33.3
令和3年度 予算	3,052	219	5,470	148	19,142	20,622	34.1	35.8